

平成30年10月3日

利用者（団体）各位

国立若狭湾青少年自然の家 所長

日頃より、当施設の運営にご理解賜り、誠にありがとうございます。

平成28年8月24日の閣議決定において、「消費税率の10%への引上げの施行日を平成31年10月1日とする。」とあることから、消費税率引上げが実施された場合には、施設使用料、食事料金、クラフト教材等料金の改定を行う予定です。

なお、具体的な料金については、追ってお知らせいたします。

以上